

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年8月30日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	野村MR F（マネー・リザーブ・ファンド）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	100兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2024年2月16日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況
第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(4) 発行（売出）価格

<訂正前>

取得日の前日の基準価額[※]（以下「取得価額」といいます。）とします。

※ 「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

取得日は、販売会社（詳細は、後述の「(8)申込取扱場所」をご参照ください。）が取得申込金の受領の確認をした時刻によって、原則として以下の通りとなります。

《販売会社が営業日の場合》

	取得申込金の受領時間	
	申込締切時間 ^{※1} 以前	申込締切時間 ^{※1} 過ぎ
取得日	取得申込受付日 ^{※2}	取得申込受付日の翌営業日 ^{※3}

※1 申込締切時間は、午後3時30分以前で、販売会社が定める時刻とします。なお、申込締切時間は販売会社によって異なりますのでご注意ください。販売会社毎の申込締切時間については、各販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、サポートダイヤルまでお問い合わせ下さい。

※2 取得申込受付日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回っているときは、取得申込受付日を取得日とするお申込みには応じません。

※3 取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回ったときは、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

《販売会社が非営業日の場合》

販売会社の営業日以外の日に払込金を添えて取得の申込みがあった場合は、払込金の受入れ日の翌営業日の午前中に取得の申込みがあったものとして取扱います。

ただし、払込金の受入れ日の翌営業日の前日の基準価額が1口あたり1円を下回っているときは、払込金の受入れ日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

前記の「取得申込金の受領」とは、申込みの販売会社の取引店内で入金を確認され、かつ入金に基づき販売会社所定の事務処理を完了したものに限りします。

また、「営業日」とは、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）の休業日以外の日をいいます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

<訂正後>

取得日の前日の基準価額[※](以下「取得価額」といいます。)とします。

※ 「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

取得日は、販売会社(詳細は、後述の「(8)申込取扱場所」をご参照ください。)が取得申込金の受領の確認をした時刻によって、原則として以下の通りとなります。

《販売会社が営業日の場合》

	取得申込金の受領時間	
	申込締切時間 ^{※1} 以前	申込締切時間 ^{※1} 過ぎ
取得日	取得申込受付日 ^{※2}	取得申込受付日の翌営業日 ^{※3}

※1 申込締切時間は、午後3時30分以前で、販売会社が定める時刻とします。なお、申込締切時間は販売会社によって異なりますのでご注意ください。販売会社毎の申込締切時間については、各販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、サポートダイヤルまでお問い合わせ下さい。

※2 取得申込受付日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回っているときは、取得申込受付日を取得日とするお申込みには応じません。

※3 取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回ったときは、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

《販売会社が非営業日の場合》

販売会社の営業日以外の日には払込金を添えて取得の申込みがあった場合は、払込金の受入れ日の翌営業日の午前中に取得の申込みがあったものとして取扱います。

ただし、払込金の受入れ日の翌営業日の前日の基準価額が1口あたり1円を下回っているときは、払込金の受入れ日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

前記の「取得申込金の受領」とは、申込みの販売会社の取引店内で入金を確認され、かつ入金に基づき販売会社所定の事務処理を完了したものに限りします。

また、「営業日」とは、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）の休業日以外の日をいいます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(8) 申込取扱場所

<訂正前>

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

＜訂正後＞

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（１０）払込取扱場所

＜訂正前＞

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

＜訂正後＞

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

＜更新後＞

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

＜商品分類表定義＞

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

（３）ファンドの仕組み

<更新後>

■委託会社の概況(2024年7月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村
アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

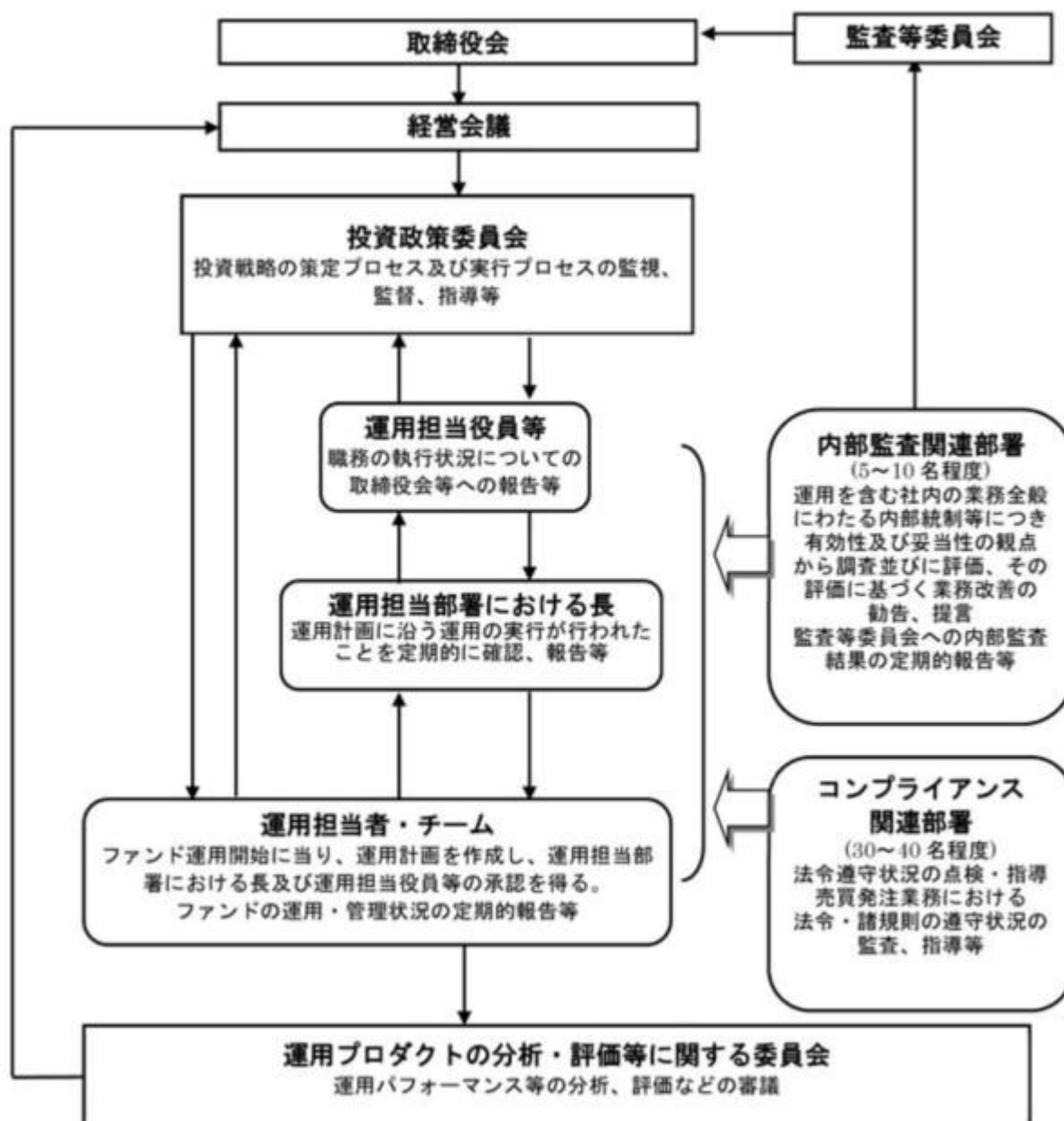
名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 投資方針

（３）運用体制

<更新後>

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

<更新後>

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

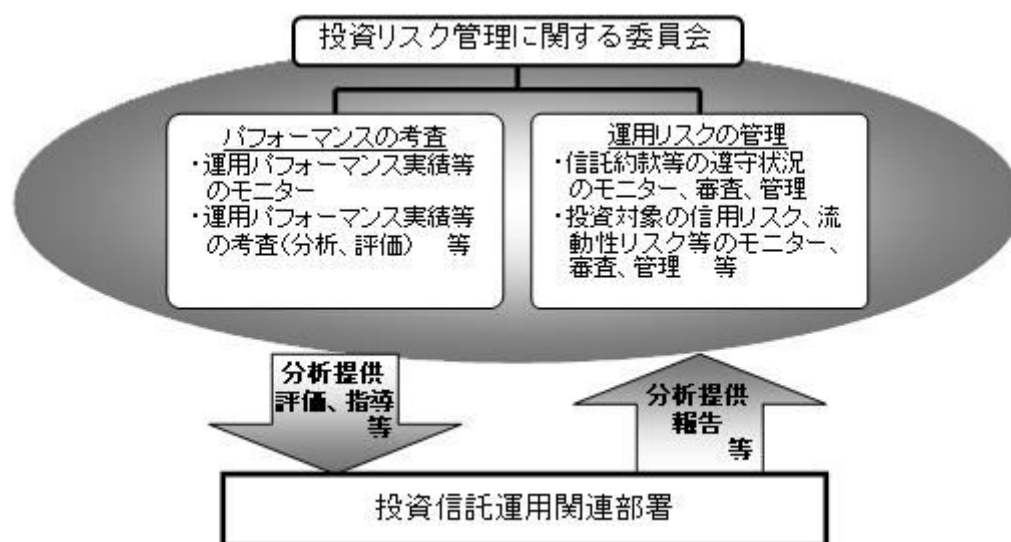
投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

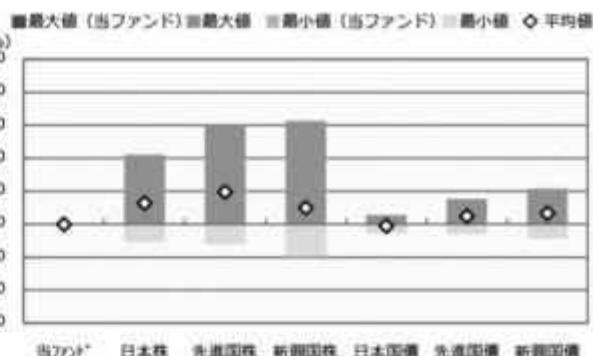
リスク管理体制図

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

<更新後>

■ リスクの定量的比較（2019年7月末～2024年6月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	0.0	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値 (%)	0.0	△ 10.8	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	0.0	12.7	19.5	10.0	△ 1.2	4.9	6.7

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年7月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年7月から2024年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年7月から2024年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイス等を法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての奨励、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMS LLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPST, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 手数料等及び税金

（5）課税上の取扱い

<更新後>

課税上は、公社債投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆法人の投資家に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については15.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となりますが、徴収された源泉税は法人税額から控除されます。なお、当ファンドを購入いただける投資者等は、個人であることを原則とします。

※当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第25条第2号に規定する公社債投資信託（計算期間が一日のものに限る。）であって、権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が実質的に自然人である個人を対象として取得又は保有されるものとして、一般社団法人投資信託協会の規則で規定されるMRFです。従って、法人の投資家は原則として当ファンドを取得又は保有することはできません（但し、法人による取得又は保有であっても、自然人である個人が取得・一部解約の投資の判断を行なうものである場合はその限りではありません。）。

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

個人の受益者が支払いを受ける分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税を選択することもできます。

<換金（解約）時および償還時の個別元本超過額に対する課税>

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

少額貯蓄非課税制度（マル優制度）をご利用の場合には、お一人元金350万円（既にご利用の場合は、その金額を差し引いた額）までは、上記の税金はかかりません。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行わない場合があります。

マル優制度の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債 ^(注1) の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

◆解約請求制によるご換金の対象は、受益者が自動けいぞく投資契約を解除する場合を除き元本部分のみとなります。ただし、自動けいぞく投資契約を解除する場合には、受益権に帰属する再投資前の収益分配金に対して課税が行なわれます。償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金に対して課税が行なわれます。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

◆マル優制度をご利用の場合、一定の金額までは上記の税金はかかりません。詳しくは上述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

- ＊ 上記は2024年6月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
- ＊ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 運用状況

以下は2024年6月30日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	239,410,080,205	3.54
コマーシャルペーパー	日本	3,045,636,714,854	45.07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,471,325,707,148	51.37
合計（純資産総額）		6,756,372,502,207	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（％）	償還期限	投資比率（％）
1	日本	国債証券	国庫短期証券 第1228回	60,000,000,000	99.99	59,998,436,120	99.99	59,998,436,120	—	2024/8/5	0.88
2	日本	コマーシャルペーパー	N T Tファイナンス	60,000,000,000	—	59,973,972,900	—	59,973,972,900	—	—	0.88
3	日本	コマーシャルペーパー	N T Tファイナンス	60,000,000,000	—	59,973,086,040	—	59,973,086,040	—	—	0.88
4	日本	コマーシャルペーパー	N T Tファイナンス	54,000,000,000	—	53,988,433,146	—	53,988,433,146	—	—	0.79
5	日本	国債証券	国庫短期証券 第1234回	50,000,000,000	99.99	49,997,818,800	99.99	49,997,818,800	—	2024/9/2	0.74
6	日本	国債証券	国庫短期証券 第1232回	50,000,000,000	99.99	49,997,630,700	99.99	49,997,630,700	—	2024/8/19	0.74
7	日本	国債証券	国庫短期証券 第1230回	50,000,000,000	99.99	49,997,335,550	99.99	49,997,335,550	—	2024/8/13	0.74
8	日本	コマーシャルペーパー	セントラル短資	50,000,000,000	—	49,997,123,450	—	49,997,123,450	—	—	0.73

9	日本	コマーシャルペーパー	セントラル短資	50,000,000,000	—	49,997,123,450	—	49,997,123,450	—	—	0.73
10	日本	コマーシャルペーパー	セントラル短資	50,000,000,000	—	49,997,123,450	—	49,997,123,450	—	—	0.73
11	日本	コマーシャルペーパー	セントラル短資	50,000,000,000	—	49,997,123,450	—	49,997,123,450	—	—	0.73
12	日本	コマーシャルペーパー	セントラル短資	50,000,000,000	—	49,997,123,450	—	49,997,123,450	—	—	0.73
13	日本	コマーシャルペーパー	東京短資	50,000,000,000	—	49,997,123,450	—	49,997,123,450	—	—	0.73
14	日本	コマーシャルペーパー	東京短資	50,000,000,000	—	49,997,123,450	—	49,997,123,450	—	—	0.73
15	日本	コマーシャルペーパー	東京短資	50,000,000,000	—	49,997,123,450	—	49,997,123,450	—	—	0.73
16	日本	コマーシャルペーパー	東京短資	50,000,000,000	—	49,997,123,450	—	49,997,123,450	—	—	0.73
17	日本	コマーシャルペーパー	東京短資	50,000,000,000	—	49,997,123,450	—	49,997,123,450	—	—	0.73
18	日本	コマーシャルペーパー	三菱UFJ信託銀行	50,000,000,000	—	49,977,325,355	—	49,977,325,355	—	—	0.73
19	日本	コマーシャルペーパー	三菱UFJ信託銀行	50,000,000,000	—	49,977,325,355	—	49,977,325,355	—	—	0.73
20	日本	コマーシャルペーパー	三菱UFJ信託銀行	50,000,000,000	—	49,977,325,355	—	49,977,325,355	—	—	0.73
21	日本	コマーシャルペーパー	三菱UFJ信託銀行	50,000,000,000	—	49,976,832,657	—	49,976,832,657	—	—	0.73
22	日本	コマーシャルペーパー	みずほ証券	50,000,000,000	—	49,974,807,200	—	49,974,807,200	—	—	0.73
23	日本	コマーシャルペーパー	三菱UFJニコス	49,000,000,000	—	48,994,563,597	—	48,994,563,597	—	—	0.72
24	日本	コマーシャルペーパー	三菱UFJニコス	49,000,000,000	—	48,992,953,065	—	48,992,953,065	—	—	0.72
25	日本	コマーシャルペーパー	みずほ証券	45,000,000,000	—	44,977,326,480	—	44,977,326,480	—	—	0.66
26	日本	コマーシャルペーパー	みずほ証券	40,000,000,000	—	39,984,050,200	—	39,984,050,200	—	—	0.59
27	日本	コマーシャルペーパー	みずほ証券	40,000,000,000	—	39,980,064,720	—	39,980,064,720	—	—	0.59
28	日本	コマーシャルペーパー	みずほ証券	40,000,000,000	—	39,979,845,760	—	39,979,845,760	—	—	0.59
29	日本	コマーシャルペーパー	三井住友TFナF	30,000,000,000	—	29,995,397,940	—	29,995,397,940	—	—	0.44
30	日本	コマーシャルペーパー	三菱UFJ証券H	30,000,000,000	—	29,987,290,320	—	29,987,290,320	—	—	0.44

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	3.54
コマーシャルペーパー	45.07
合 計	48.62

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（3）運用実績

①純資産の推移

2024年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第34特定期間	(2014年11月30日)	4,769,883	4,769,886	1.0000	1.0000
第35特定期間	(2015年 5月31日)	5,247,189	5,247,191	1.0000	1.0000
第36特定期間	(2015年11月30日)	4,864,441	4,864,444	1.0000	1.0000
第37特定期間	(2016年 5月31日)	4,261,395	4,261,395	1.0000	1.0000
第38特定期間	(2016年11月30日)	4,846,681	4,846,681	1.0000	1.0000
第39特定期間	(2017年 5月31日)	5,236,223	5,236,223	1.0000	1.0000
第40特定期間	(2017年11月30日)	5,498,012	5,498,012	1.0000	1.0000
第41特定期間	(2018年 5月31日)	5,139,712	5,139,712	1.0000	1.0000
第42特定期間	(2018年11月30日)	4,926,651	4,926,651	1.0000	1.0000
第43特定期間	(2019年 5月31日)	4,846,155	4,846,155	1.0000	1.0000
第44特定期間	(2019年11月30日)	5,202,164	5,202,164	1.0000	1.0000
第45特定期間	(2020年 5月31日)	5,106,354	5,106,355	1.0000	1.0000
第46特定期間	(2020年11月30日)	5,702,041	5,702,041	1.0000	1.0000
第47特定期間	(2021年 5月31日)	6,028,797	6,028,797	1.0000	1.0000
第48特定期間	(2021年11月30日)	5,990,277	5,990,277	1.0000	1.0000
第49特定期間	(2022年 5月31日)	5,934,142	5,934,142	1.0000	1.0000
第50特定期間	(2022年11月30日)	6,145,037	6,145,038	1.0000	1.0000
第51特定期間	(2023年 5月31日)	6,177,957	6,177,958	1.0000	1.0000
第52特定期間	(2023年11月30日)	6,480,525	6,480,526	1.0000	1.0000
第53特定期間	(2024年 5月31日)	6,677,617	6,677,629	1.0000	1.0000
	2023年 6月末日	6,542,521	—	1.0000	—
	7月末日	6,558,892	—	1.0000	—
	8月末日	6,540,275	—	1.0000	—
	9月末日	6,467,128	—	1.0000	—
	10月末日	6,331,607	—	1.0000	—
	11月末日	6,480,525	—	1.0000	—
	12月末日	6,526,643	—	1.0000	—
	2024年 1月末日	6,817,987	—	1.0000	—
	2月末日	6,883,754	—	1.0000	—
	3月末日	6,756,890	—	1.0000	—
	4月末日	6,653,030	—	1.0000	—
	5月末日	6,677,617	—	1.0000	—
	6月末日	6,756,372	—	1.0000	—

②分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金
第34特定期間	2014年 6月 1日～2014年11月30日	0.0001432円
第35特定期間	2014年12月 1日～2015年 5月31日	0.0000963円
第36特定期間	2015年 6月 1日～2015年11月30日	0.0000915円
第37特定期間	2015年12月 1日～2016年 5月31日	0.0000625円
第38特定期間	2016年 6月 1日～2016年11月30日	0.0000016円

第39特定期間	2016年12月 1日～2017年 5月31日	0.0000009円
第40特定期間	2017年 6月 1日～2017年11月30日	0.0000010円
第41特定期間	2017年12月 1日～2018年 5月31日	0.0000012円
第42特定期間	2018年 6月 1日～2018年11月30日	0.0000011円
第43特定期間	2018年12月 1日～2019年 5月31日	0.0000015円
第44特定期間	2019年 6月 1日～2019年11月30日	0.0000012円
第45特定期間	2019年12月 1日～2020年 5月31日	0.0000116円
第46特定期間	2020年 6月 1日～2020年11月30日	0.0000150円
第47特定期間	2020年12月 1日～2021年 5月31日	0.0000050円
第48特定期間	2021年 6月 1日～2021年11月30日	0.0000075円
第49特定期間	2021年12月 1日～2022年 5月31日	0.0000088円
第50特定期間	2022年 6月 1日～2022年11月30日	0.0000169円
第51特定期間	2022年12月 1日～2023年 5月31日	0.0000266円
第52特定期間	2023年 6月 1日～2023年11月30日	0.0000344円
第53特定期間	2023年12月 1日～2024年 5月31日	0.0001178円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③収益率の推移

	計算期間	収益率
第34特定期間	2014年 6月 1日～2014年11月30日	0.01%
第35特定期間	2014年12月 1日～2015年 5月31日	0.01%
第36特定期間	2015年 6月 1日～2015年11月30日	0.01%
第37特定期間	2015年12月 1日～2016年 5月31日	0.01%
第38特定期間	2016年 6月 1日～2016年11月30日	0.00%
第39特定期間	2016年12月 1日～2017年 5月31日	0.00%
第40特定期間	2017年 6月 1日～2017年11月30日	0.00%
第41特定期間	2017年12月 1日～2018年 5月31日	0.00%
第42特定期間	2018年 6月 1日～2018年11月30日	0.00%
第43特定期間	2018年12月 1日～2019年 5月31日	0.00%
第44特定期間	2019年 6月 1日～2019年11月30日	0.00%
第45特定期間	2019年12月 1日～2020年 5月31日	0.00%
第46特定期間	2020年 6月 1日～2020年11月30日	0.00%
第47特定期間	2020年12月 1日～2021年 5月31日	0.00%
第48特定期間	2021年 6月 1日～2021年11月30日	0.00%
第49特定期間	2021年12月 1日～2022年 5月31日	0.00%
第50特定期間	2022年 6月 1日～2022年11月30日	0.00%
第51特定期間	2022年12月 1日～2023年 5月31日	0.00%
第52特定期間	2023年 6月 1日～2023年11月30日	0.00%
第53特定期間	2023年12月 1日～2024年 5月31日	0.01%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第34特定期間	2014年 6月 1日～2014年11月30日	8,788,273,808,178	7,848,796,135,305	4,769,883,428,822
第35特定期間	2014年12月 1日～2015年 5月31日	9,830,548,362,500	9,353,242,524,353	5,247,189,266,969
第36特定期間	2015年 6月 1日～2015年11月30日	8,395,162,417,697	8,777,910,474,591	4,864,441,210,075
第37特定期間	2015年12月 1日～2016年 5月31日	6,120,419,118,463	6,723,464,712,034	4,261,395,616,504
第38特定期間	2016年 6月 1日～2016年11月30日	6,143,990,759,787	5,558,705,179,193	4,846,681,197,098
第39特定期間	2016年12月 1日～2017年 5月31日	8,156,996,885,084	7,767,455,306,170	5,236,222,776,012
第40特定期間	2017年 6月 1日～2017年11月30日	7,784,798,253,807	7,523,008,931,286	5,498,012,098,533
第41特定期間	2017年12月 1日～2018年 5月31日	7,203,393,609,527	7,561,692,838,848	5,139,712,869,212
第42特定期間	2018年 6月 1日～2018年11月30日	6,125,400,916,912	6,338,462,123,580	4,926,651,662,544
第43特定期間	2018年12月 1日～2019年 5月31日	5,791,605,930,575	5,872,102,155,910	4,846,155,437,209
第44特定期間	2019年 6月 1日～2019年11月30日	5,812,135,580,068	5,456,126,349,973	5,202,164,667,304
第45特定期間	2019年12月 1日～2020年 5月31日	6,604,698,651,517	6,700,508,708,028	5,106,354,610,793
第46特定期間	2020年 6月 1日～2020年11月30日	7,119,493,667,472	6,523,806,722,038	5,702,041,556,227
第47特定期間	2020年12月 1日～2021年 5月31日	8,247,934,133,195	7,921,178,638,860	6,028,797,050,562
第48特定期間	2021年 6月 1日～2021年11月30日	6,701,865,275,205	6,740,385,463,798	5,990,276,861,969
第49特定期間	2021年12月 1日～2022年 5月31日	6,113,546,664,945	6,169,681,345,070	5,934,142,181,844
第50特定期間	2022年 6月 1日～2022年11月30日	5,897,655,893,715	5,686,760,974,846	6,145,037,100,713
第51特定期間	2022年12月 1日～2023年 5月31日	6,277,563,288,579	6,244,643,541,198	6,177,956,848,094
第52特定期間	2023年 6月 1日～2023年11月30日	8,020,690,224,205	7,718,122,241,077	6,480,524,831,222
第53特定期間	2023年12月 1日～2024年 5月31日	9,229,176,283,387	9,032,083,731,438	6,677,617,383,171

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

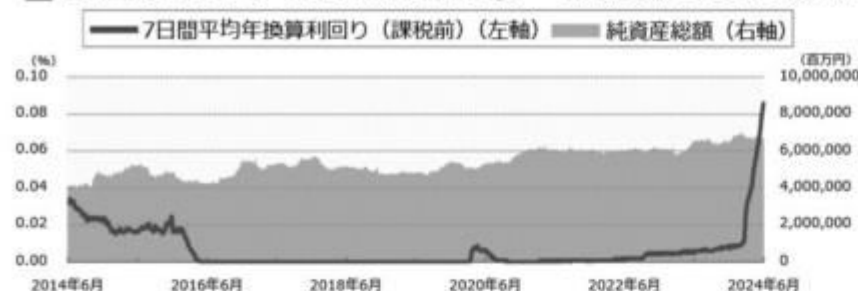
《参考情報》

<更新後>



運用実績（2024年6月30日現在）

7日間平均年換算利回り・純資産の推移（日次）



主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	国庫短期証券 第1228回	国債証券	0.9
2	NTTファイナンス	コマーシャルペーパー	0.9
3	NTTファイナンス	コマーシャルペーパー	0.9
4	NTTファイナンス	コマーシャルペーパー	0.8
5	国庫短期証券 第1234回	国債証券	0.7
6	国庫短期証券 第1232回	国債証券	0.7
7	国庫短期証券 第1230回	国債証券	0.7
8	セントラル短資	コマーシャルペーパー	0.7
9	セントラル短資	コマーシャルペーパー	0.7
10	セントラル短資	コマーシャルペーパー	0.7

資産別投資比率

資産の種類	投資比率（%）
国債証券	3.5
コマーシャルペーパー	45.1
現金・預金・その他資産（負債控除後）	51.4

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。なお、販売会社によっては、申込代金の払込方法等により、1円以上1円単位で申込みができない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

受益権の販売価額は、取得価額(取得日の前日の基準価額)とします。

取得日は、販売会社が取得申込金の受領の確認をした時刻によって、原則として以下の通りとなります。

《販売会社が営業日の場合》

	取得申込金の受領時間	
	申込締切時間 ^{※1} 以前	申込締切時間 ^{※1} 過ぎ
取得日	取得申込受付日 ^{※2}	取得申込受付日の翌営業日 ^{※3}

※1 申込締切時間は、午後3時30分以前で、販売会社が定める時刻とします。なお、申込締切時間は販売会社によって異なりますのでご注意ください。販売会社毎の申込締切時間については、各販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、サポートダイヤルまでお問い合わせ下さい。

※2 取得申込受付日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回っているときは、取得申込受付日を取得日とするお申込みには応じません。

※3 取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回ったときは、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

《販売会社が非営業日の場合》

販売会社の営業日以外の日に払込金を添えて取得の申込みがあった場合は、払込金の受入れ日の翌営業日の午前中に取得の申込みがあったものとして取扱います。

ただし、払込金の受入れ日の翌営業日の前日の基準価額が1口あたり1円を下回っているときは、払込金の受入れ日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

前記の「取得申込金の受領」とは、申込みの販売会社の取引店内で入金を確認され、かつ入金に基づき販売会社所定の事務処理を完了したものに限りします。

また、「営業日」とは、わが国の金融商品取引所の休業日以外の日をいいます。

お申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

<訂正後>

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。なお、販売会社によっては、申込代金の払込方法等により、1円以上1円単位で申込みができない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

受益権の販売価額は、取得価額(取得日の前日の基準価額)とします。

取得日は、販売会社が取得申込金の受領の確認をした時刻によって、原則として以下の通りとなります。

《販売会社が営業日の場合》

	取得申込金の受領時間	
	申込締切時間 ^{※1} 以前	申込締切時間 ^{※1} 過ぎ
取得日	取得申込受付日 ^{※2}	取得申込受付日の翌営業日 ^{※3}

※1 申込締切時間は、午後3時30分以前で、販売会社が定める時刻とします。なお、申込締切時間は販売会社によって異なりますのでご注意ください。販売会社毎の申込締切時間については、各販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、サポートダイヤルまでお問い合わせ下さい。

※2 取得申込受付日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回っているときは、取得申込受付日を取得日とするお申込みには応じません。

※3 取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が、1口あたり1円を下回ったときは、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

《販売会社が非営業日の場合》

販売会社の営業日以外の日には払込金を添えて取得の申込みがあった場合は、払込金の受入れ日の翌営業日の午前中に取得の申込みがあったものとして取扱います。

ただし、払込金の受入れ日の翌営業日の前日の基準価額が1口あたり1円を下回っているときは、払込金の受入れ日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額が1口あたり1円となった計算日の翌営業日が

取得日となります。

前記の「取得申込金の受領」とは、申込みの販売会社の取引店内で入金を確認され、かつ入金に基づき販売会社所定の事務処理を完了したものに限りします。

また、「営業日」とは、わが国の金融商品取引所の休業日以外の日をいいます。

お申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 換金（解約）手続等

<訂正前>

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。

換金代金は、原則として元本のみとし、収益分配金は含まれません。

ただし、販売会社と自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を結んだ受益者が、当該自動けいぞく投資契約を解除する場合において、収益分配金があるときは、受益者にお支払いします。よって、この場合の換金代金は、換金申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額となります。

換金代金は、原則として換金申込受付日の翌営業日から販売会社において支払います。

なお、販売会社によっては、換金申込受付日当日に換金代金相当額の受け取りを希望される投資者に対し、販売会社所定の方法により、当該販売会社において即日引出しができる場合があります。詳しくは申込みの販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

換金のお申込み方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があ

るときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(b) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益者の請求があるとき[※]は、1口単位または1円単位をもってその受益権を買取することができます。

※ 販売会社によっては相応の事由があると認めた場合に限りします。

買取りの請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

買取価額は、買取請求受付日の前日の基準価額とします。

買取りのお申込み方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして上記買取価額の規定に準じて計算された価額とします。

上記(a)及び(b)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

＜訂正後＞

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額となります。

換金代金は、原則として元本のみとし、収益分配金は含まれません。

ただし、販売会社と自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を結んだ受益者が、当該自動けいぞく投資契約を解除する場合において、収益分配金があるときは、受益者にお支払いします。よって、この場合の換金代金は、換金申込受付日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の分配金を含めた額となります。

換金代金は、原則として換金申込受付日の翌営業日から販売会社において支払います。

なお、販売会社によっては、換金申込受付日当日に換金代金相当額の受け取りを希望される投資者に対し、販売会社所定の方法により、当該販売会社において即日引出しができる場合があります。詳しくは申込みの販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

換金のお申込み方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(b) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益者の請求があるとき[※]は、1口単位または1円単位をもってその受益権を買取ることができます。

※ 販売会社によっては相応の事由があると認めた場合に限りします。

買取りの請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

買取価額は、買取請求受付日の前日の基準価額とします。

買取りのお申込み方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして上記買取価額の規定に準じて計算された価額とします。

上記(a)及び(b)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 資産管理等の概要

（１）資産の評価

＜訂正前＞

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法[※]により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 [※] ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額

※ 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（ご参考）アキュムレーション、アモチゼーションの概要

アキュムレーション、アモチゼーションとは、一般に債券の償還価額と取得価額の差額を残存日数(残存期間)で按分して、その額を日々計上していく会計処理の方法のことをいいます。アキュムレーションは償還価額を下回る価額で組入れる債券に、アモチゼーションは償還価額を上回る価額で組入れる債券に適用する方式です。

- ・取得価額……購入(取得)時の価格のことです。
- ・残存期間……債券の取得日から償還日までの日数のことです。

※ 上記は一般的な考え方を記載したものであり、ファンドにおけるアキュムレーション、アモチゼーションは法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって行います。

<訂正後>

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法[※]により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 [※] ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額

※ 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

(ご参考)アキュムレーション、アモチゼーションの概要

アキュムレーション、アモチゼーションとは、一般に債券の償還価額と取得価額の差額を残存日数(残存期間)で按分して、その額を日々計上していく会計処理の方法のことをいいます。アキュムレーションは償還価額を下回る価額で組入れる債券に、アモチゼーションは償還価額を上回る価額で組入れる債券に適用する方式です。

- ・取得価額……購入(取得)時の価格のことです。
- ・残存期間……債券の取得日から償還日までの日数のことです。

※ 上記は一般的な考え方を記載したものであり、ファンドにおけるアキュムレーション、アモチゼーションは法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって行います。

(5) その他

<更新後>

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の総口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- (iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- (viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

当ファンドは、運用報告書を作成しておりません。

なお、運用内容については、「運用状況」をご覧ください。また、委託会社では一般社団法人投資信託協会のルールに基づいて月次の運用レポートを作成しています。当該レポートについては、次のインターネットホームページでもご確認いただけます。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

(d)有価証券報告書の作成

委託者は、有価証券報告書を毎年5月末、11月末を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e)信託約款の変更

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(e)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

第3【ファンドの経理状況】

野村MRF（マネー・リザーブ・ファンド）

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

（3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2023年12月1日から2024年5月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 財務諸表

（1）貸借対照表

(単位：円)		
	前期 (2023年11月30日現在)	当期 (2024年 5月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,548,832,000,000	-
金銭信託	449,792	229,353
コール・ローン	700,000,000,000	3,087,233,000,000
国債証券	-	239,403,852,795
コマーシャル・ペーパー	3,316,692,517,955	3,170,469,095,596
現先取引勘定	49,999,985,980	426,480,876,894
未収利息	20,275	9,983,281
流動資産合計	6,615,524,974,002	6,923,597,037,919
資産合計	6,615,524,974,002	6,923,597,037,919
負債の部		
流動負債		
未払金	134,998,487,130	245,959,852,658
未払収益分配金	1,296,104	12,019,711
未払受託者報酬	2,590	354,697
未払委託者報酬	70,006	7,199,243
その他未払費用	1	20,124
流動負債合計	134,999,855,831	245,979,446,433
負債合計	134,999,855,831	245,979,446,433
純資産の部		
元本等		
元本	6,480,524,831,222	6,677,617,383,171
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	286,949	208,315
元本等合計	6,480,525,118,171	6,677,617,591,486
純資産合計	6,480,525,118,171	6,677,617,591,486
負債純資産合計	6,615,524,974,002	6,923,597,037,919

（2）損益及び剰余金計算書

(単位：円)		
	前期 自 2023年 6月 1日 至 2023年11月30日	当期 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日
営業収益		
受取利息	227,940,400	1,289,232,644
有価証券売買等損益	-	2,966,255
営業収益合計	227,940,400	1,292,198,899
営業費用		
受託者報酬	158,778	23,400,563

	前期 自 2023年 6月 1日 至 2023年11月30日	当期 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日
委託者報酬	4,818,069	477,337,593
その他費用	183	20,306
営業費用合計	4,977,030	500,758,462
営業利益又は営業損失（△）	222,963,370	791,440,437
経常利益又は経常損失（△）	222,963,370	791,440,437
当期純利益又は当期純損失（△）	222,963,370	791,440,437
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	197,906	286,949
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	222,874,327	791,519,071
期末剰余金又は期末欠損金（△）	286,949	208,315

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」の規定によっております。 計算期間 当該財務諸表の特定期間は、2023年12月 1日から2024年 5月31日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2023年11月30日現在	当期 2024年 5月31日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 6,480,524,831,222口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 6,677,617,383,171口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (10,000口当たり純資産額) (10,000円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000円 (10,000口当たり純資産額) (10,000円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2023年 6月 1日 至 2023年11月30日	当期 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日
1.分配金の計算過程 特定期間における純資産額の元本超過額223,161,276円を分配対象収益として、222,874,327円を分配金額としております。	1.分配金の計算過程 特定期間における純資産額の元本超過額791,727,386円を分配対象収益として、791,519,071円を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2023年 6月 1日 至 2023年11月30日	当期 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
---	---

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2023年11月30日現在	当期 2024年 5月31日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 コマーシャル・ペーパー (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コマーシャル・ペーパー (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2023年 6月 1日 至 2023年11月30日	当期 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2023年 6月 1日 至 2023年11月30日	当期 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日
期首元本額 6,177,956,848,094円	期首元本額 6,480,524,831,222円
期中追加設定元本額 8,020,690,224,205円	期中追加設定元本額 9,229,176,283,387円
期中一部解約元本額 7,718,122,241,077円	期中一部解約元本額 9,032,083,731,438円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2023年 6月 1日 至 2023年11月30日	当期 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	0	175,287
コマーシャル・ペーパー	0	0
合計	0	175,287

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年5月31日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年5月31日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫短期証券 第1228回	60,000,000,000	59,997,097,220	
		国庫短期証券 第1230回	50,000,000,000	49,995,477,050	
		国庫短期証券 第1232回	50,000,000,000	49,996,180,200	
		国庫短期証券 第1233回	29,420,000,000	29,418,248,325	
		国庫短期証券 第1234回	50,000,000,000	49,996,850,000	
	小計	銘柄数:5 組入時価比率:3.6%	239,420,000,000	239,403,852,795 7.0%	
	合計			239,403,852,795	
コマーシャル・ペーパー	日本円	オールスター	500,000,000	499,993,820	
		オールスター	114,000,000	113,998,581	
		オールスター	300,000,000	299,960,540	
		オールスター	102,000,000	101,986,587	
		オールスター	200,000,000	199,997,509	
		オールスター	198,000,000	197,997,540	
		オールスター	175,000,000	174,976,992	
		オールスター	100,000,000	99,986,825	
		オールスター	500,000,000	499,855,658	
		オールスター	156,000,000	155,954,965	
		オールスター	600,000,000	599,992,591	
		オールスター	138,000,000	137,998,297	
		オールスター	158,000,000	157,982,467	
		オールスター	700,000,000	699,907,938	
		オールスター	104,000,000	103,986,317	
		オールスター	500,000,000	499,944,526	
		オールスター	1,000,000,000	999,711,317	
		オールスター	118,000,000	117,965,934	
		オールスター	100,000,000	99,971,131	
		オールスター	190,000,000	189,997,635	
		オールスター	100,000,000	99,998,738	
		オールスター	300,000,000	299,960,540	
		オールスター	160,000,000	159,978,952	
		オールスター	200,000,000	199,942,263	
		オールスター	122,000,000	121,964,780	
		オールスター	173,000,000	172,975,735	
		オールスター	100,000,000	99,985,974	
		オールスター	900,000,000	899,740,184	
		オールスター	149,000,000	148,956,985	
		フォレストコープ	2,693,000,000	2,692,741,086	
		フォレストコープ	735,000,000	734,918,438	
		フォレストコープ	8,163,000,000	8,160,585,720	

フォレストコープ	4,267,000,000	4,266,526,589	
フォレストコープ	884,000,000	883,738,510	
フォレストコープ	5,093,000,000	5,090,489,632	
みずほ証券	40,000,000,000	39,999,934,164	
みずほ証券	45,000,000,000	44,999,630,111	
みずほ証券	40,000,000,000	39,993,164,344	
みずほ証券	50,000,000,000	49,983,022,220	
みずほ証券	40,000,000,000	39,984,008,033	
みずほ証券	40,000,000,000	39,980,064,720	
三菱UFJ信託銀行	50,000,000,000	49,999,876,701	
三菱UFJ信託銀行	50,000,000,000	49,999,794,519	
三菱UFJ信託銀行	50,000,000,000	49,999,630,158	
三菱UFJ信託銀行	50,000,000,000	49,977,079,118	
NTTファイナンス	50,000,000,000	49,993,345,298	
NTTファイナンス	17,000,000,000	16,997,737,394	
NTTファイナンス	60,000,000,000	59,994,084,512	
NTTファイナンス	60,000,000,000	59,992,901,546	
NTTファイナンス	54,000,000,000	53,993,079,129	
NTTファイナンス	5,000,000,000	4,999,334,523	
三井住友F&L	10,000,000,000	9,999,967,053	
三井住友F&L	20,000,000,000	19,999,802,706	
三井住友F&L	3,000,000,000	2,999,950,206	
三井住友F&L	7,000,000,000	6,999,883,944	
三井住友F&L	20,000,000,000	19,998,959,100	
三井住友F&L	2,000,000,000	1,999,793,480	
三井住友F&L	20,000,000,000	19,996,385,332	
三井住友F&L	20,000,000,000	19,995,618,594	
三井住友F&L	2,000,000,000	1,999,605,626	
三井住友F&L	5,000,000,000	4,998,890,897	
三井住友F&L	2,000,000,000	1,999,546,478	
三井住友F&L	20,000,000,000	19,994,851,856	
三井住友F&L	6,000,000,000	5,998,407,870	
三井住友F&L	5,000,000,000	4,998,521,261	
三井住友F&L	10,000,000,000	9,996,987,792	
三井住友F&L	5,000,000,000	4,998,493,878	
三井住友F&L	14,000,000,000	13,995,399,552	
三井住友F&L	10,000,000,000	9,996,768,724	
三井住友F&L	20,000,000,000	19,992,551,672	
三井住友F&L	20,000,000,000	19,991,784,941	
三井住友F&L	20,000,000,000	19,990,908,677	
三井住友F&L	10,000,000,000	9,994,961,440	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券	20,000,000,000	19,999,917,742	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券	20,000,000,000	19,999,821,863	

券			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券	20,000,000,000	19,999,725,984	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券	21,000,000,000	20,997,670,680	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券	20,000,000,000	19,996,713,551	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券	20,000,000,000	19,993,887,690	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券	20,000,000,000	19,993,197,595	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券	20,000,000,000	19,992,507,500	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券	20,000,000,000	19,991,817,405	
SMBC日興証券	30,000,000,000	29,999,815,010	
SMBC日興証券	30,000,000,000	29,999,342,490	
SMBC日興証券	30,000,000,000	29,992,606,420	
SMBC日興証券	30,000,000,000	29,989,813,320	
SMBC日興証券	30,000,000,000	29,986,855,920	
SMBC日興証券	30,000,000,000	29,986,527,320	
SMBC日興証券	30,000,000,000	29,985,541,520	
SMBC日興証券	30,000,000,000	29,985,377,220	
三菱UFJ証券H	1,000,000,000	999,991,051	
三菱UFJ証券H	30,000,000,000	29,999,038,548	
三菱UFJ証券H	30,000,000,000	29,994,273,620	
三菱UFJ証券H	5,000,000,000	4,998,989,437	
三菱UFJ証券H	5,000,000,000	4,998,866,240	
三菱UFJ証券H	11,000,000,000	10,995,963,659	
三菱UFJ証券H	30,000,000,000	29,985,705,820	
三菱UFJ証券H	3,000,000,000	2,998,554,152	
三井住友トラストパナソニックファイナンス	3,000,000,000	2,999,970,383	
三井住友トラストパナソニックファイナンス	22,000,000,000	21,999,755,906	
三井住友トラストパナソニックファイナンス	10,000,000,000	9,999,802,736	
三井住友トラストパナソニックファイナンス	22,000,000,000	21,999,608,250	
三井住友トラストパナソニックファイナンス	10,000,000,000	9,999,506,940	
三井住友トラストパナソニックファイナンス	1,000,000,000	999,950,694	
三井住友トラストパナソニックファイナンス	22,000,000,000	21,998,553,839	
三井住友トラストパナソニックファイナンス	5,000,000,000	4,999,671,298	
三井住友トラストパナソニックファイナンス	17,000,000,000	16,999,031,356	
三井住友トラストパナソニックファイナンス	13,000,000,000	12,999,259,273	
三井住友トラストパナソニックファイナンス	8,000,000,000	7,999,438,968	
三井住友トラストパナソニックファイナンス	15,000,000,000	14,998,948,079	

三井住友トラストパナソニックファイナンス	3,000,000,000	2,999,750,160	
三井住友トラストパナソニックファイナンス	5,000,000,000	4,999,495,952	
三井住友トラストパナソニックファイナンス	25,000,000,000	24,997,041,450	
三井住友トラストパナソニックファイナンス	12,000,000,000	11,998,579,896	
三井住友トラストパナソニックファイナンス	10,000,000,000	9,998,816,580	
J A三井リース	15,000,000,000	14,999,967,050	
J A三井リース	15,000,000,000	14,999,852,000	
J A三井リース	5,000,000,000	4,999,967,045	
J A三井リース	7,000,000,000	6,999,923,256	
J A三井リース	10,000,000,000	9,999,868,440	
J A三井リース	10,000,000,000	9,999,839,713	
J A三井リース	1,000,000,000	999,829,070	
J A三井リース	2,000,000,000	1,999,536,620	
J A三井リース	1,000,000,000	999,951,783	
J A三井リース	9,000,000,000	8,999,644,964	
J A三井リース	15,000,000,000	14,999,408,288	
J A三井リース	9,000,000,000	8,999,644,939	
J A三井リース	5,000,000,000	4,999,715,100	
J A三井リース	5,000,000,000	4,999,561,700	
J A三井リース	19,000,000,000	18,997,834,812	
J A三井リース	8,000,000,000	7,999,053,272	
J A三井リース	5,000,000,000	4,999,408,295	
J A三井リース	6,000,000,000	5,999,289,948	
J A三井リース	15,000,000,000	14,997,896,175	
セントラル短資	50,000,000,000	49,999,383,587	
セントラル短資	50,000,000,000	49,998,972,653	
セントラル短資	50,000,000,000	49,997,945,318	
セントラル短資	50,000,000,000	49,997,534,384	
セントラル短資	50,000,000,000	49,997,123,450	
東京短資	50,000,000,000	49,999,383,587	
東京短資	50,000,000,000	49,998,972,653	
東京短資	50,000,000,000	49,997,945,318	
東京短資	50,000,000,000	49,997,534,384	
東京短資	50,000,000,000	49,997,123,450	
N T T T C リース	20,000,000,000	19,999,501,411	
N T T T C リース	4,000,000,000	3,999,914,504	
N T T T C リース	20,000,000,000	19,998,904,320	
N T T T C リース	20,000,000,000	19,997,672,170	
N T T T C リース	10,000,000,000	9,998,742,975	
N T T T C リース	10,000,000,000	9,998,742,975	
N T T T C リース	20,000,000,000	19,995,508,992	

NTTTCリース	25,000,000,000	24,993,564,842	
NTTTCリース	15,000,000,000	14,995,859,688	
NTTTCリース	25,000,000,000	24,992,380,680	
NTTTCリース	10,000,000,000	9,996,032,219	
NTTTCリース	10,000,000,000	9,999,441,162	
NTTTCリース	3,000,000,000	2,999,678,671	
NTTTCリース	30,000,000,000	29,984,991,505	
NTTTCリース	10,000,000,000	9,994,824,624	
東京センチュリー	24,000,000,000	23,996,982,310	
日本証券金融	1,000,000,000	999,999,363	
日本証券金融	20,000,000,000	19,994,553,300	
日本証券金融	25,000,000,000	24,992,743,334	
日本証券金融	25,000,000,000	24,991,921,826	
日本証券金融	10,000,000,000	9,999,917,810	
日本証券金融	22,000,000,000	21,992,529,778	
日本証券金融	20,000,000,000	19,992,179,468	
日本証券金融	25,000,000,000	24,990,316,624	
日本証券金融	30,000,000,000	29,986,199,082	
日本証券金融	25,000,000,000	24,987,492,920	
日本証券金融	10,000,000,000	9,998,767,270	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,999,979,413	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,999,958,828	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,999,925,980	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,999,917,766	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,999,879,397	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,999,909,548	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,999,879,397	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,999,868,437	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,999,868,440	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,999,802,736	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,999,673,970	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,999,716,447	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,998,028,232	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,997,781,794	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,997,683,188	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,997,338,144	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,999,906,850	
三菱HCキャピタ	11,000,000,000	10,999,846,325	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,999,580,874	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,996,201,801	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,996,045,714	
三菱HCキャピタ	5,000,000,000	4,999,371,321	
三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,995,369,337	

小計	三菱HCキャピタ	22,000,000,000	21,997,315,120	
	三菱HCキャピタ	10,000,000,000	9,998,602,930	
	三菱HCキャピタ	11,000,000,000	10,998,463,223	
	住友不動産	50,000,000,000	49,998,602,925	
	銘柄数：198	3,170,992,000,000	3,170,469,095,596	
	組入時価比率：47.5%		93.0%	
	合計		3,170,469,095,596	
合計		3,409,872,948,391		

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

2024年6月30日現在

I 資産総額	6,856,439,269,966円
II 負債総額	100,066,767,759円
III 純資産総額（I－II）	6,756,372,502,207円
IV 発行済口数	6,756,372,190,104口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0000円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

<更新後>

(1) 資本金の額

2024年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

<更新後>

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

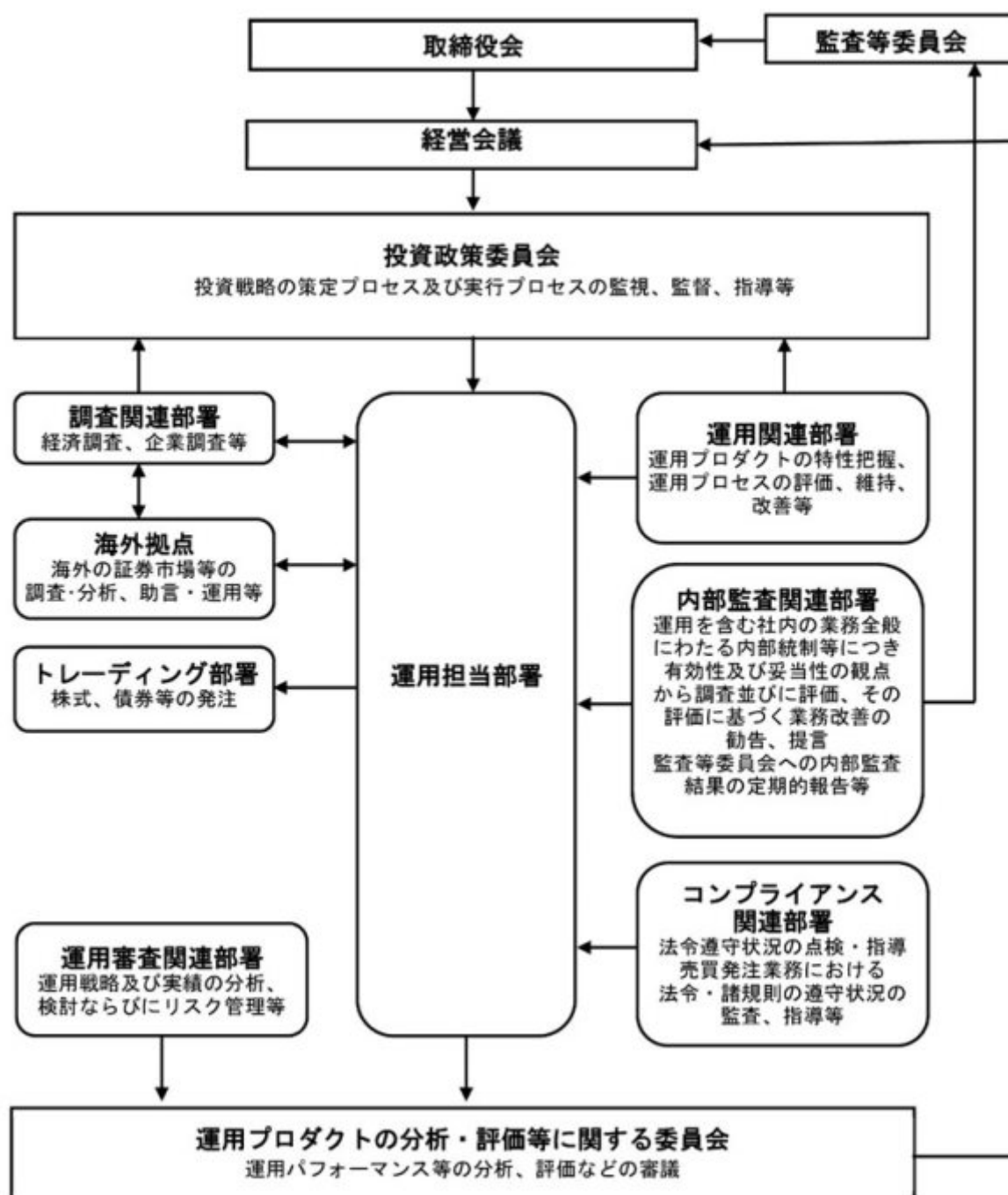
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 事業の内容及び営業の概況

＜更新後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2024年6月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	971	55,848,124
単位型株式投資信託	163	616,421
追加型公社債投資信託	14	7,020,396
単位型公社債投資信託	440	834,665
合計	1,588	64,319,605

3 委託会社等の経理状況

＜更新後＞

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 貸借対照表

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		-
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		-
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	※ 2	906		595	
器具備品	※ 2	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	

その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		13,700
預り金			124		123
未払金			17,378		11,404
未払収益分配金		0		1	
未払償還金		57		39	
未払手数料		8,409		10,312	
関係会社未払金		8,911		1,052	
未払費用	※ 1		9,682		12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本			87,419		59,820
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,823		28,225	
別途積立金		24,606		-	
繰越利益剰余金		31,217		28,225	
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

(2) 損益計算書

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					

受取配当金	※ 1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	※ 2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064

株主資本以外の 項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598

当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820
-------	--------	--------	-------	--------	-----	---	--------	--------	--------

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901百万円 器具備品 657 合計 1,559	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214百万円 器具備品 733 合計 1,948

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 7,634百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 7,050百万円
※ 2. 固定資産除却損 建物 0百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52	※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2)その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもので

あることから、記載を省略しております。

- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-

(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類

しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額235百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,557百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,638百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,696	評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△171	資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△84	関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△102	その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△481	前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△840	繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.8%	その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度	当事業年度
	自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-	-
資産除去債務の履行による減少	-	-
期末残高	1,123	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	113,491百万円
運用受託報酬	17,245百万円
成功報酬（注）	952百万円
その他営業収益	331百万円
合計	132,021百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬（注）	2,071百万円
その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-----	-------	--------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付 金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (*1)	27,180	未払手 数 料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホール ディングス 株式会社	東京都 中央区	594,493 (百万円)	証券持株会 社業	被所有100%	経営管理	資金の借 入	141,800	短期借入 金	13,700
							資金の返 済	128,100		
							借入金利 息	123	未払利息	19

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1株当たり純資産額	17,016円74銭	1株当たり純資産額	11,677円62銭
1株当たり当期純利益	5,060円34銭	1株当たり当期純利益	5,471円85銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	26,064百万円	損益計算書上の当期純利益	28,183百万円
普通株式に係る当期純利益	26,064百万円	普通株式に係る当期純利益	28,183百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
株式会社りそな銀行 (再信託受託者：株式会社日本カ ストディ銀行)	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 2024年6月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000百万円	
安藤証券株式会社	2,280百万円	
いちよし証券株式会社	14,577百万円	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
株式会社SBI証券	54,323百万円	
FFG証券株式会社	3,000百万円	
岡地証券株式会社	1,500百万円	
木村証券株式会社	500百万円	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	
九州FG証券株式会社	3,000百万円	
京銀証券株式会社	3,000百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
きらぼしライフデザイン証券株式会社	3,000百万円	
ぐんぎん証券株式会社	3,000百万円	
四国アライアンス証券株式会社	3,000百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円	
株式会社しん証券さかもと	300百万円	
スターツ証券株式会社	500百万円	
セントレード証券株式会社	450百万円	

第一プレミア証券株式会社	100百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
ちばぎん証券株式会社	4,374百万円	
中銀証券株式会社	2,000百万円	
とうほう証券株式会社	3,000百万円	
ぼんせい証券株式会社	1,558百万円	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	
光証券株式会社	514百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
二浪証券株式会社	100百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
丸八証券株式会社	3,751百万円	
明和証券株式会社	511百万円	
山和証券株式会社	585百万円	
豊証券株式会社	2,540百万円	
株式会社熊本銀行	33,847百万円	
株式会社十八親和銀行	36,878百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	

＊ 2024年6月末現在

3 資本関係

<訂正前>

(2023年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

<訂正後>

(2024年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年7月30日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の2023年12月1日から2024年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村MRF（マネー・リザーブ・ファンド）の2024年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。